

件名	栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
提案理由	令和 3 (2021) 年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程について所要の改正を行うものである。

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

令和3(2021)年3月25日 教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

令和3(2021)年度の教育委員会事務局の組織改編等に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- ① 総務課に「ICT教育推進担当」を新設※
- ② ICT教育推進担当の設置に伴い、総務課に分掌事務を追加。
- ③ 令和3(2021)年度から栃木県総合運動公園東エリアにおけるメインアリーナ等のスポーツ施設の所管が県土整備部から教育委員会に移管されることに伴い、スポーツ振興課に分掌事務を追加。
- ④ その他、所要の文言の整理

※ 令和3(2021)年度教育委員会事務局組織改編

現 行		改 編 後	備考
課室名	班・担当等名	班・担当等名	
総務課	企画調整担当 教育政策担当 高校再編推進担当 人権教育室	企画調整担当 教育政策担当 <u>ICT教育推進担当</u> 高校再編推進担当 人権教育室	新設

3 施行期日

令和3(2021)年4月1日

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十三年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p>		<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室（以下「課及び室」という。）を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p>									
略	<table border="1"> <tr> <th>課室名</th> <th>担当名</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当</td> </tr> </table>	課室名	担当名	総務課	企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当	略	<table border="1"> <tr> <th>課室名</th> <th>担当名</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当</td> </tr> </table>	課室名	担当名	総務課	企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当
課室名	担当名										
総務課	企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当										
課室名	担当名										
総務課	企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当										
2 略	<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五 略</p> <p>十六 学校教育の情報化に関すること。</p> <p>十七〇二十二 略</p>	2 略	<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五 略</p> <p>十六〇二十一 略</p>								
<p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館 に関すること。</p> <p>十〇十三 略</p> <p>十四 栃木県総合運動公園東エリアに関すること。</p> <p>十五〇十六 略</p> <p>十七 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関すること。</p> <p>十八 略</p> <p>(管理主事)</p>		<p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館、栃木県立県北体育館及び栃木県体育館分館 に関すること。</p> <p>十〇十三 略</p> <p>十四〇十五 略</p> <p>十六 公益財団法人栃木県体育協会 に関すること。</p> <p>十七 略</p> <p>(管理主事)</p>									

第十九条 義務教育課及び高校教育課に管理主事を置くことができる。
2 略

第十九条 教職員課に管理主事を置くことができる。
2 略

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(総務課)